

「紙文書をスキャナで読み取って電磁的記録に変換し、光ディスクに複写する方法」の規定の追加に係る酒田市公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正について

【ポイント】

- ① 特定歴史公文書の写しを作成する方法に、「紙文書をスキャナで読み取って電磁的記録（PDF）に変換し、光ディスク（CD-R等）に複写する方法」を新たに加えます。
- ② ①の方法に係る費用負担の額は、「CD-R 1枚につき100円（DVD-Rは120円）＋これに複写される文書又は図面1枚ごとに10円」とします。

【表1】 現行：利用請求者が負担する写しの作成等に要する費用の額

写しの作成等	費用の額
1 コピー機により複写したもの（モノクロ）	1枚につき10円
2 コピー機により複写したもの（カラー）	1枚につき50円
3 1及び2以外のその他の方法により写しを作成する	当該写しの作成に要する費用
4 送付	郵送料に相当する額



【表2】 改正後：利用請求者が負担する写しの作成等に要する費用の額

写しの作成等	費用の額
1 コピー機により複写したもの（モノクロ）	1枚につき10円
2 コピー機により複写したもの（カラー）	1枚につき50円
3 <u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R）に複写したもの</u>	<u>1枚につき100円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額</u>
4 <u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（DVD-R）に複写したもの</u>	<u>1枚につき120円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額</u>
5 <u>1から4まで以外のその他の方法により写しを作成する</u>	当該写しの作成に要する費用
6 送付	郵送料に相当する額

※ 表1と対照した場合の改正箇所は、下線を付した箇所です。

1 酒田市公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正について

(1) 特定歴史公文書の写しの作成方法に係る改正

① 概要

現行の酒田市公文書等の管理に関する条例（以下「公文書管理条例」という。）と酒田市公文書等の管理に関する条例施行規則（以下「公文書管理規則」という。）に基づいて特定歴史公文書を利用させる場合、紙文書については、その写しをコピー機により作成する方法を取っています。

これに、紙文書をスキャナで読み取って電磁的記録（PDF）に変換し、光ディスク（CD-R又はDVD-R）に複写する方法を新たに加えます。

② 考え方

公文書管理条例に基づいて紙文書の写しを交付する場合は、コピー機により複写したものを交付しています。

これに対し、本市の情報公開請求において、紙文書をスキャナで読み取って電磁的記録に変換し、光ディスクに複写したものを交付して欲しいとの要望がありました。

なお、特定歴史公文書の利用請求における写しの作成は、本市の情報公開請求における公文書の写しの作成と同様の制度となっており、その内容は【表1】のとおりです。

現行の公文書管理規則において、この情報公開請求の件と同様の利用請求があった場合、【表1】左欄のとおり、要望された方法による写しの作成が明記されていないため、「その他の方法により写しを作成する」場合を適用して処理することになります。しかしながら、デジタル化、ペーパーレス化という社会環境の変化が進む中であって、今後、特定歴史公文書の利用請求においても、この件と同様の請求がなされるであろうことが想定されるのに、「その他」の場合によって処理していくのは、必ずしも適切であるとは言えません。

このような方法による写しの作成は、情報公開請求としてではありませんが、既に国の行政機関において実施されているほか、他の自治体でも同様の事例があります（本県周辺では、秋田県秋田市や福島県相馬市など）。本市の特定歴史公文書の利用請求においても、これらの例を参考に、さらに、デジタル化、ペーパーレス化という社会環境の変化を考慮し、【表2】左欄のとおり、紙文書をスキャナで読み取って電磁的記録に変換し、光ディスクに複写する方法を新たに規定するものです。

(2) 利用請求者の費用負担に係る改正

① 概要

現行の公文書管理条例において、利用請求者に交付する特定歴史公文書の写しの作成及びその送付（以下「作成等」という。）に要する費用については、利用請求者が負担しなければならないとされています（公文書管理条例第20条）。これ

は、受益者負担の考え方から、利用請求者から特定歴史公文書の写しの作成等に係る実費を徴収することとしたものです。

特定歴史公文書の写しの作成等に係る実費として、利用請求者が負担する費用の額は、【表1】右欄のとおり定められています(公文書管理規則第19条第1項)。

これに、紙文書をスキャナで読み取って電磁的記録に変換し、光ディスクに複写する方法とした場合の費用負担の額を、【表2】右欄のとおり規定するものです。

② 考え方

現在、紙文書の写しをコピー機により作成した場合は、実費としてモノクロ1枚につき10円(カラーは1枚につき50円)を利用請求者から徴収しています。

紙文書をスキャナで読み取って電磁的記録に変換し、光ディスクに複写する方法とした場合、最低限の実費として考えられるのは光ディスク代相当分であり、その額は、情報公開請求における国の行政機関の例(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表)を参考に、CD-R1枚につき100円、DVD-R1枚につき120円が適切であると考えますが、単にこれのみを利用請求者から徴収すべき費用の額とすることには問題があります。

例えば、CD-Rの記憶容量は700MBであり、A4白黒の紙文書1枚のPDFを60KB程度として計算すると、最大約11,600枚の紙文書の写しを1枚のCD-Rに保存することが可能となります。つまり、11,600枚の紙文書の写しの交付に当たり、CD-Rの場合は100円、コピーの場合は11万6千円が実費となります。

紙文書の写しの交付という観点からすると、紙文書の写しがコピーであろうとPDFであろうと、文書の内容は変わりません。それにもかかわらず、費用徴収を実費とした場合、CD-Rを再生する環境を持ちCD-Rによる公開を求める人と、そうではなくコピーによる公開を求める人との間で、費用負担に係る多大な格差が生じる可能性があります。

以上のことから、紙文書をスキャナで読み取って電磁的記録に変換し、光ディスクに複写する方法とした場合の費用負担は、光ディスク代相当額のみを徴収するのではなく、写しの作成方法の違いによって多大な格差が生じないようにするため、これも情報公開請求における国の行政機関の例を参考に、光ディスクに複写される文書又は図面1枚ごとに10円を加算した額を徴収するものです。

2 改正規則の施行日

委員会を経て、令和4年8月の施行を予定しています。

【参考】情報公開請求における国の行政機関の例（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表・抜粋）

行政文書の種類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画 （二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。）	(略)	(略)
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百二十円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)